

高齢者福祉サービスをご利用ください

申込方法 各総合支所（保原は高齢福祉課）へ希望事業の申請書類をご提出ください。書類は各総合支所や市ホームページで入手できます。

問 高齢福祉課地域包括ケア推進係 **☎** 575-1125

便利なサービスを
紹介します。



高齢福祉課
もの たつや
知野 竜也

高齢者配食サービス

一人暮らしの高齢者の健康維持と安否確認のため、昼食時に安心安全な食材を使った弁当を配達します。

対象者 65歳以上で一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、日中高齢者のみになる調理が困難な65歳以上の高齢者

配達曜日・時間 月曜日～土曜日のうち、希望する曜日の10時～正午（一部、時間調整する地域あり。）

利用料金 1食400円

その他 申し込みの際、緊急時の連絡先として2人分の連絡先の記入が必要です。申し込み後、地域包括支援センターの職員が自宅を訪問し、面接調査を行います。

緊急通報装置の貸し出し

一人暮らし高齢者などが急病や災害などの緊急時に、迅速かつ適切な対応が図れるように、SOSの発信ができる通報装置を貸し出します。設置には固定電話回線を使用します。

対象者 一人暮らし、または日中一人暮らしの65歳以上の高齢者、または重度身体障がい者
※上記以外で利用したい人はご相談ください。

料金 基本料金（月額2,695円）＋通話料金
※住民税非課税世帯は基本料金を市で負担します。



貸し出し内容

- ・緊急通報装置本体
- ・ペンダントボタン
- ・火災報知器

見守り QR コード活用事業

認知症などにより、行方不明、自宅に帰ることができなくなる恐れのある人が保護された際「QRコード」を読み取ることで身元を確認できるものです。読み取りの際に個人情報が表示されることはありません。

対象者 認知症（疑いを含む）により行方不明になる可能性のある高齢者など

配布枚数 年度につき1シート（シールタイプ36枚またはアイロントタイプ34枚）を交付します。

料金 無料（追加は実費負担）



家族介護用品給付（おむつ券）

在宅の要介護者を介護している人に対し、介護用品と引き換えることができる給付券を交付します。

利用できる人 ①～③の要件をすべて満たしている介護者（家族または親族）に給付します。

- ①介護者と要介護者が市内に居住している
- ②要介護者が要介護4または5で、在宅で生活している
- ③介護者と要介護者の属する世帯全員が市民税非課税（介護者と要介護者は別世帯でも構いません）

給付内容 給付券により、要介護者1人につき月額5,000円分の介護用品を給付します。

利用方法 給付券を指定薬局などへ持参し、対象品目と交換してください。

対象となる12品目

紙おむつ	尿取りパット
使い捨て手袋	清拭用品
ドライシャンプー	おむつカバー
防水シート	ポータブルトイレ用消臭剤
おむつ専用ゴミ袋	介護用口うけケア用品
ガーゼ	トロミ剤

高齢者訪問理美容利用助成事業

理美容店に出向くことが困難な高齢者が、在宅で理美容を受ける経費の一部を補助する助成券を交付します。

対象者 おおむね65歳以上で在宅の寝たきりまたは座位保持困難な人で、①か②のいずれかに当てはまる人
①要介護4または5の認定がある人
②疾病などにより理美容店に行くことができない人

事業内容 1年度につき助成券4枚（4,000円）以内を交付します。申請月によって交付枚数が変わります。

利用方法 訪問理美容1回につき、助成券1枚（1,000円）を利用できます。（1,000円を超えた分は利用者負担）